

平成24年(ワ)第36778号 損害賠償請求事件

原告

申立人(被告) 三井住友海上火災保険株式会社

閲覧等制限の申立て

平成27年3月20日

東京地方裁判所民事第11部は係 御中

被告訴訟代理人弁護士 安 西 愈



同 木 村 恵 子



同 松 原 健 一



上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民事訴訟法92条に基づき、閲覧等制限の申立てをする。

第1 申立ての趣旨

平成24年(ワ)第36778号 損害賠償請求事件の訴訟記録中の甲第35号証のうち別紙7の1及び同7の2並びに本書面、本書面の疎明資料疎甲第1号証及び疎甲第2号証については、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を本件訴訟当事者に限る。

第2 申立ての理由

1 申立ての趣旨記載部分（甲第35号証のうち別紙7の1及び同7の2，以下，併せて「本件各文書」という。）には，申立人の保有する営業秘密が記載されている。すなわち，不正競争防止法第2条第6項は，営業秘密を①秘密として管理されている〔秘密管理性〕，②生産方法，販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報〔有用性〕であって，③公然と知られていないもの〔非公知性〕と定義しているところ，申立ての趣旨記載部分の情報は，以下のとおり，この三要件の全てを満たすものである。

（1）秘密管理性

ア 本件各文書は，平成21年11月から平成22年6月まで行われた金融庁検査の過程で金融庁の求めに応じて金融庁の指定した書式により申立人が作成して金融庁に提出したものである。別紙7の1質問表は，金融庁検査官からの申立人に対する質問事項及びそれに対する申立人の回答を最終的に申立人担当者がとりまとめたものであり，松本雅弘国際業務部長（当時）の印鑑が押捺されている。なお，文書左側の金融庁検査官からの申立人に対する「質問事項」欄は，そもそも金融庁側で記載したものであり，申立人側では手をいれていない。

また，別紙7の2確認表は，金融庁検査官からの指摘・評価事項及びそれに対する申立人の「事実及び（問題）認識」をまとめたものであり，通常は担当部長（本件の場合は国際業務部長）の印鑑が押捺されることになっているが，本件については，問題の重要性から金融庁の要請を受けて当時の江頭敏明社長の印鑑が押捺されている。この文書についても，文書左側の金融庁検査官からの申立人に対する「指摘・評価事項」欄は，そも

そも金融庁側で記載したものであり、申立人側では手をいれていない。

このような本件各文書を含む金融庁検査関係情報については、「金融検査に関する基本指針」(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/f-20050701-2/02.pdf>)に記載されているように、検査部局の責任で管理を行う必要がある情報として、被検査金融機関たる申立人から第三者に開示することが原則として禁止されている（同指針17頁等参照）。そのため、申立人内部においても、本件各文書を含む金融庁検査関連書類は、以下のとおり、極めて限られた人物にしか開示されない機密情報としている。

イ 金融庁検査関係の情報が、基本的に社内機密であることは申立人の社員であれば当然知っていることであり、検査が実施される都度、その趣旨が全社員に通知されており、今回の検査に関しても、平成21年11月6日、申立人は全社員に対し、金融庁検査関係情報について、申立人以外の第三者に対して開示を禁止する旨の通知を発している（甲1）。

ウ 本件各文書の写しは、申立人経営企画部が第一次的に保管し、さらにその写しは関連部署である業務監査部、リスク管理部、国際業務部、コンプライアンス部、財務企画部、財務管理部及び金融ソリューション部に渡された。写しを保有する各部においては、機密文書として厳重に保管し、理由のないコピーの作成は禁止されている。

エ 上記8つの部署では、本件各文書の写しを各部に設置されている鍵付きのキャビネット内で他の金融庁検査関連書類とともに機密文書扱いで厳重に保管あるいはシュレッダー廃棄している。

オ 以上のとおり、本件各文書について第三者への開示が禁止され、理由のないコピーも禁止されていたのであって、申立人の社員なら誰でも本件各文書の記載内容が申立人の機密情報として管理されていることは認識可能であった。したがって、これらの情報の秘密管理性は明らかである。

(2) 有用性

本件各文書には、主に申立人の欧州における保険事業及び欧州子会社における大口保険事故に関する金融庁と申立人との折衝の内容が記載されているが、ここには、申立人の保険商品の問題点、改善点等に関する記載があり、現在においても、申立人の今後の経営効率の改善を実現するために必要な情報であり、法的保護に値する経済的に有用な営業上の情報であることは明らかである。

また、本件各文書には、主に海外子会社管理に関する申立人の経営方針や経営判断が、その意思決定過程も含めて詳細に記載されている。これらは、申立人にとって秘匿する価値のある情報であり、競業他社にとっても有利に用いることができる価値のある情報である。

(3) 非公知性

上述したように、本件各文書の写しには、海外子会社管理に関する申立人の経営方針や経営判断等の機微な情報が様々記載されており、これらは、一般的には知られていない非公表の情報である。そして、上述のとおり、本件各文書は、関係部署の特定の者のみがアクセスできる状態で厳重に管理されており、第三者への開示が禁止され、理由のないコピーも禁止されているため、管理者の管理下以外では一般に入手できず、一般人が容易に知ることができない情報である。

本件各文書は、原告が何らかの不正な方法で入手し証拠として提出

したもので、未だ一般人には知られておらず、又は容易に知ることができない情報であることは明らかであるから、その「非公知性」は明白である。

2 よって、申立人は、民事訴訟法92条1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、閲覧等の制限をされたく、本申立てをする。

以上

<海上社>金融庁から検査通知がありました

緊急 社外秘

経企・経企7

2009/11/06
(19:55 掲載)

受信者：全社員

発信者：専務執行役員 榎澤 康喜
照会先：経企・経企 一本木J、岩崎K
(外線：03-3297-5744 内線：8-301-24022,26058)

<海上社>金融庁から検査通知がありました

11月6日、金融庁から検査通知がありました。スケジュールおよび留意事項について以下のとおり連絡します。円滑な検査遂行に協力願います。

1. スケジュール

- 11月10日(火) 検査資料説明会 ※時間は未定
- 11月24日(火) 立入検査開始

2. 留意事項

(1) 書類、電子メール等の取り扱い

- ① 社内資料について、検査官の要請に迅速に対応できるように、全て所定の場所に保管されていることを確認願います。
- ② 本日以降、書類・電子メール等の廃棄は厳禁です。
(例外) ・所定期間経過後の電子メールの自動削除 ・書き損じた書類、不要DMの廃棄

(2) 検査関係情報の取り扱い

- 検査関係情報(検査官の質問、指摘、要請、その他検査官と当社社員のやりとりの内容)の第三者への開示は禁止です。
- 「第三者」には、持株会社、きらめき社、MSIメット社、三井ダイレクト社、海外現法などのグループ会社も含まれるため、検査対応において、グループ会社との調整等が必要となる場合は、必ず事前に検査官の了解を得てください。

(3) 本社における検査対応体制

- 経企が中心となり、コンプラ、業務監査を加えた体制を敷きます。
- 新川ビル3階・4階は検査会場として使用するため、以下のとおりとさせていただきます。ご了解とご協力をお願いいたします。
 - ① 11/9(月) 11/10(火)
検査資料説明会の準備・開催のため、予約の有無に関わらず、新川ビル3階・4階は全て使用できません。
 - ② 11/11(水)~11/20(金)
新川ビル「3階の全ての会議室」および「4階の中会議室〔A、B、C、D、E〕」は、予約の有無に関わらず使用できません。
 - ③ 11/24(火)以降
新川ビル3階・4階は、予約の有無に関わらず使用できません。なお、新川ビル3階・4階は関係者以外、立入禁止とします。

以上

報 告 書

平成27年3月20日

東京地方裁判所民事第47部 御中

三井住友海上火災保険株式会社

業務監査部部长 井 口 直



一 私は、現在、三井住友海上火災保険株式会社業務監査部部长を務めております。

当社は、損害保険等を扱うことを主たる業務としている株式会社です。

当社の元従業員田辺豊氏が、東京地方裁判所民事第11部に係属している損害賠償請求訴訟（以下、「別件訴訟」といいます）において提出した甲第35号証（第4陳述書）に添付した別紙7の1質問表及び別紙7の2確認表（以下、二つの文書を総称して「本件各文書」といいます）が不正競争防止法第2条第6項の営業秘密に該当すること及び本件各文書が公開されることによる当社の損害などについて説明いたします。

二 営業秘密に該当することについて

1 不正競争防止法の営業秘密の要件は、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②有用な情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）の三要件を満たす情報とされています。

2 秘密管理性について

（一）本件各文書は、平成21年11月から平成22年6月まで行われた金融庁検査の過程で金融庁の求めに応じて金融庁の指定した書式により当社が作成して金融庁に提出したものであります。

別紙7の1質問表は、金融庁検査官からの当社に対する質問事項及びそれに対する当社の回答を最終的に当社担当者がとりまとめたものであり、

松本雅弘国際業務部長（当時）の印鑑が押捺されています。なお、文書左側の金融庁検査官からの当社に対する「質問事項」欄は、そもそも金融庁側で記載したものであり、当社側では手をいれておりません。

また、別紙7の2随認表は、金融庁検査官からの指摘・評価事項及びそれに対する当社の「事実及び（問題）認識」をまとめたものであり、通常は担当部長（本件の場合は国際業務部長）の印鑑が押捺されることになっていますが、本件については、問題の重要性から金融庁の要請を受けて当時の江頭敏明社長の印鑑が押捺されています。この文書についても、文書左側の金融庁検査官からの当社に対する「指摘・評価事項」欄は、そもそも金融庁側で記載したものであり、当社側では手をいれておりません。

このような本件各文書を含む金融庁検査関係情報については、「金融検査に関する基本指針」（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/f-20050701-2/02.pdf>）に記載されているように、検査部局の責任で管理を行う必要がある情報として、被検査金融機関たる当社から第三者に開示することが原則として禁止されています（同指針17頁参照）。そのため、当社内部においても、本件各文書を含む金融庁検査関連書類は、以下のとおり、極めて限られた人物にしか開示されない機密情報とされております。

- (二) 金融庁検査関係の情報が、基本的に社内機密であることは当社の社員であれば当然知っていることであり、検査が実施される都度、その趣旨が全社員に通知されており、今回の検査に関しても、平成21年11月6日、当社は全社員に対し、金融庁検査関係情報について、当社以外の第三者に対して開示を禁止する旨の通知を発しております（甲第5号証参照）。
- (三) 本件各文書の写しは、当社経営企画部が第一次的に保管し、さらにその写しは関連部署である業務監査部、リスク管理部、国際業務部、コンプライアンス部、財務企画部、財務管理部及び金融ソリューション部に渡されました。写しを保有する各部においては、機密文書として厳重に保管し、

理由のないコピーの作成は禁止されています。

(四) 上記8つの部署では、本件各文書の写しを各部に設置されている鍵付きのキャビネット内で他の金融庁検査関連書類とともに機密文書扱いで保管あるいは、シュレッダー廃棄しております。

(五) 以上のとおり、本件各文書について、第三者への開示が禁止され、理由のないコピーも禁止されていたのであって、当社の社員なら誰でも本件各文書の記載内容が当社の機密情報として管理されていることは認識可能でした。したがって、これらの情報の秘密管理性は明らかであります。

3 有用性について

本件各文書には、主に当社の欧州における保険事業及び欧州子会社における大口保険事故に関する金融庁と当社との折衝の内容が記載されています。当社の保険商品の問題点、改善点等に関する記載があり、現在においても、当社の今後の経営効率の改善を実現するために必要な情報であり、まさに法的保護に値する経済的に有用な営業上の情報であります。

また、本件各文書には、主に海外子会社管理に関する当社の経営方針や経営判断が、その意思決定過程も含めて詳細に記載されております。これらは、当社にとって秘匿する価値のある情報であり、競業他社にとっても有利に用いることができる価値のある情報であります。

4 非公知性について

上述したように、本件各文書の写しには、海外子会社管理に関する当社の経営方針や経営判断等の機微な情報が様々記載されており、これらは、一般的には知られていない非公表の情報であります。そして、上述のとおり、本件各文書は、関係部署の特定の者のみがアクセスできる状態で厳重に管理されており、第三者への開示が禁止され、理由のないコピーが禁止されているため、管理者の管理下以外では一般に入手できず、一般人が容易に知ることのできない情報であります。

本件各文書は、[]が何らかの不正な方法で入手し証拠として提出したもので、未だ一般人には知られておらず、又は容易に知ることができない情報であることは明らかですから、その「非公知性」は明白であります。

三 保全の必要性について

- 1 []は、当社を相手取った別件訴訟について、早くからインターネット上で情報公開を行い、訴状から甲号証まで多数の訴訟記録をアップしています（甲第3号証及び甲第4号証参照）。
- 2 そして、インターネット上では、[]が別件訴訟において提出した第4陳述書及び本件各文書を含む添付資料を近々ホームページに全文掲示することが予告されています。
- 3 本件各文書は、当社の営業秘密であるばかりか、金融庁との折衝の経緯及び具体的な指摘事項などが記載されており、これらが公開されると当社の信用失墜につながる可能性が高く、経営上大きな影響を受ける恐れがあります。他方、[]にとっては、本件各文書の公開が禁止されても、別件訴訟に対する不利益その他、[]の正当な利益が損なわれることは全くありません。ぜひ、本件各文書の公開禁止を命じていただきたくお願いいたします。

以上